

令和2年第1回

多摩市議会定例会議案

多摩市

多摩市告示第29号

令和2年第1回多摩市議会定例会を下記のとおり招集する。

令和2年2月14日

多摩市長 阿部裕行

記

1 日 時 令和2年2月28日（午前10時）

2 場 所 多摩市役所議場

第 1 1 号議案

和田中学校改修工事の請負契約の締結について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 2 年 2 月 2 8 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

提案理由

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年多摩市条例第 9 号）第 2 条の規定により議会の議決に付する。

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 工 事 件 名 | 和田中学校改修工事 |
| 2 | 契約の相手方 | 東京都多摩市落川 1 2 5 1 番地
朝倉・イワヲ建設共同企業体 株式会社朝倉組
代表取締役 朝倉泰成 |
| 3 | 契 約 金 額 | 金 6 2 7 , 0 0 0 , 0 0 0 円 |
| 4 | 契 約 の 方 法 | 一般競争入札（地方自治法第 2 3 4 条第 1 項適用） |

（参考）

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 工 事 の 内 容 | 和田中学校改修工事 |
| 2 | 工 事 の 概 要 | (1) 校舎改修（普通教室、特別教室、管理諸室、廊下及びトイレ等の内装改修、外壁改修及び屋上防水改修等）
(2) 体育館改修（内外装改修、トイレ改修等）
(3) プール改修（水槽、プールサイド改修等）
(4) その他（クラブハウス改修、外構整備等） |
| 3 | 工 事 場 所 | 東京都多摩市和田 2 3 4 番地 |
| 4 | 工 事 区 分 | 建築工事 |
| 5 | 工 期 | 契約発効の翌日から令和 3 年 1 1 月 3 0 日まで |
| 6 | 財 源 | 国庫支出金、都支出金、市債及び一般財源 |

入札見積経過調書

案件番号	2019-00565	件名			
内部発注番号	4311000353	和田中学校改修工事			
入札見積締切日時	2020年2月4日 17時00分				
開札日時	2020年2月5日 9時43分				
予定価格	693,231,000円				
調査基準価格	非公表				
履行場所	東京都多摩市和田234(和田中学校)				
業種	0700 建築工事				
入札方式	01 一般競争入札 総合評価方式				
落札者	商号又は名称	朝倉・イワヲ建設共同企業体			
	所在地	東京都多摩市落川1251番地			
落札金額	570,000,000円				
No	商号又は名称	第1回			備考
1	朝倉・イワヲ建設共同企業体	570,000,000円			
		総合点 44.6点			
		価格点 8.6点			
		技術点 36.0点			
2	京王・今治建設共同企業体	608,000,000円			
		総合点 34.2点			
		価格点 3.2点			
		技術点 31.0点			
3	中尾・ノエマエンジニアリング建設共同企業体	630,200,000円			
		総合点 18点			
		価格点 0.0点			
		技術点 18.0点			
4	三浦・内山建設共同企業体				
		辞退			
備考	落札率:90.4%				

第 1 2 号議案

和田中学校改修に伴う電気設備工事の請負契約の締結について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 2 年 2 月 2 8 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

提案理由

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年多摩市条例第 9 号）第 2 条の規定により議会の議決に付する。

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 工 事 件 名 | 和田中学校改修に伴う電気設備工事 |
| 2 | 契約の相手方 | 東京都多摩市永山六丁目 2 番地 9 - 1 0 6
デジタル産業・晃電社建設共同企業体 デジタル産業株式会社
代表取締役 秋山 秀浩 |
| 3 | 契 約 金 額 | 金 1 8 1 , 5 0 0 , 0 0 0 円 |
| 4 | 契 約 の 方 法 | 一般競争入札（地方自治法第 2 3 4 条第 1 項適用） |

（参考）

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 工 事 の 内 容 | 和田中学校改修に伴う電気設備工事 |
| 2 | 工 事 の 概 要 | (1) 電灯設備工事
(2) 動力設備工事
(3) 受変電設備工事
(4) その他（放送設備工事、自動火災報知設備工事等） |
| 3 | 工 事 場 所 | 東京都多摩市和田 2 3 4 番地 |
| 4 | 工 事 区 分 | 電気設備工事 |
| 5 | 工 期 | 契約発効の翌日から令和 3 年 1 1 月 3 0 日まで |
| 6 | 財 源 | 国庫支出金、都支出金、市債及び一般財源 |

入札見積経過調書

案件番号	2019-00566	件名			
内部発注番号	4311000354	和田中学校改修に伴う電気設備工事			
入札見積締切日時	2020年2月4日 17時00分				
開札日時	2020年2月5日 9時44分				
予定価格	186,907,380円				
調査基準価格	非公表				
履行場所	東京都多摩市和田234(和田中学校)				
業種	0800 電気工事				
入札方式	01 一般競争入札 総合評価方式				
落札者	商号又は名称	デジタル産業・晃電社建設共同企業体			
	所在地	東京都多摩市永山六丁目2番地9-106			
落札金額	165,000,000円				
No	商号又は名称	第1回			備考
1	デジタル産業・晃電社建設共同企業体	165,000,000円			
		総合点 28.6点			
		価格点 2.6点			
		技術点 26.0点			
備考	落札率:97.1%				

第13号議案

多摩市監査委員の選任につき同意を求めることについて

下記の者を、多摩市監査委員（識見を有する者のうちから選任する委員）に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年2月28日

提出者 多摩市長 阿部 裕行

提案理由

多摩市監査委員（識見を有する者のうちから選任する委員）沢登袈裟平氏の任期が令和2年3月31日をもって満了することに伴い、本案を提出する。

記

氏名	住所	生年月日
込山 博	東京都多摩市	

第 1 4 号議案

市道路線の廃止について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 2 年 2 月 2 8 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

提案理由

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 3 項の規定により、下記の路線を廃止する。

記

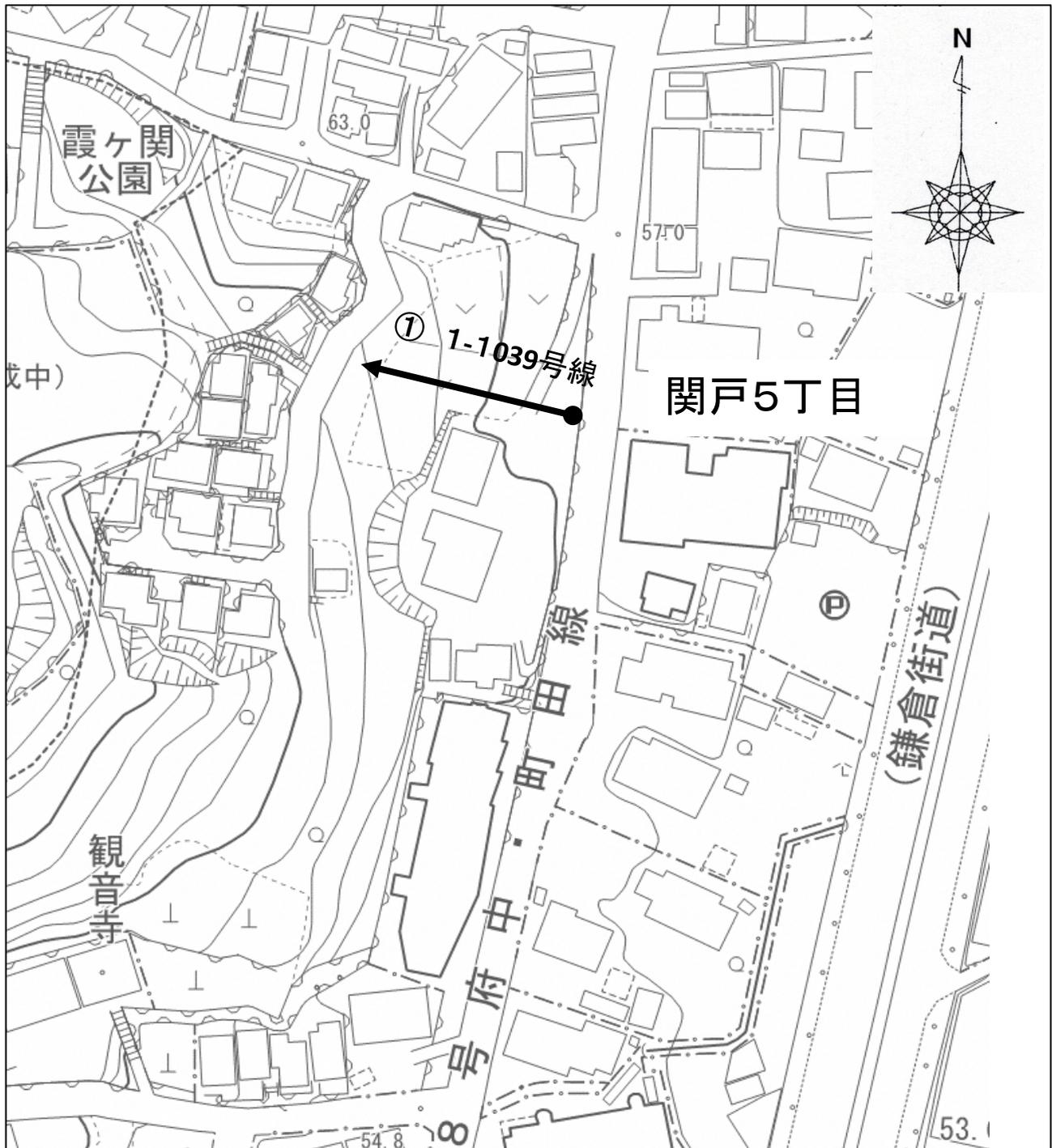
廃止路線

整理 番号	路 線 名	起 点 ・ 終 点		備 考
1	1 - 1 0 3 9 号 線	起 点	関 戸 五 丁 目 3 0 番 1 地 先	起 点 ・ 終 点 地 番 は 認 定 当 初 の 地 番 で あ る。
		終 点	関 戸 五 丁 目 3 0 番 3 地 先	

令和元年度第1ブロック廃止路線図

案内図

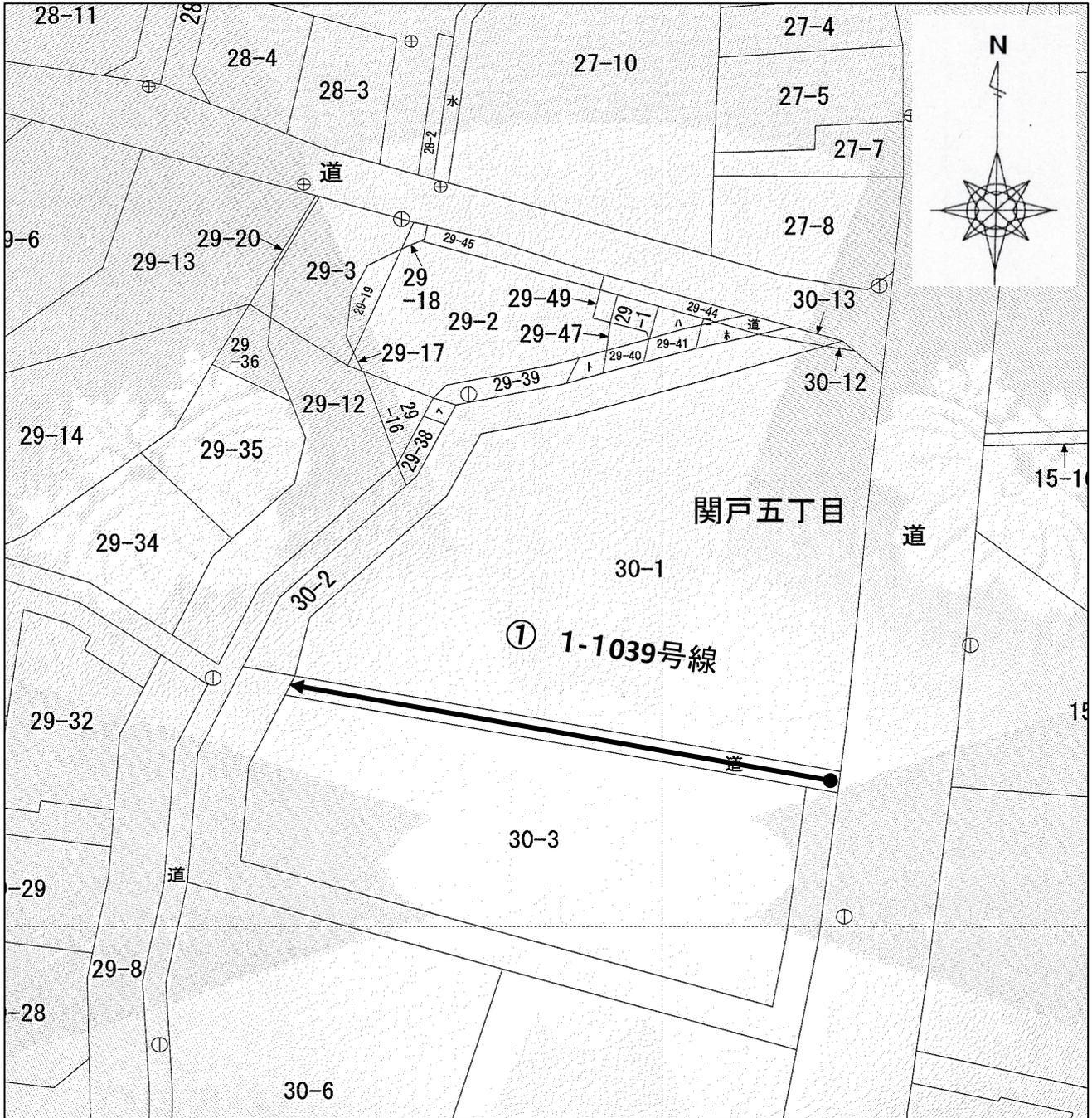
① 1-1039号線



凡例	
起点	●
終点	→

廃止路線土地所在図

① 1-1039号線



縮尺 1/500

凡例	
起点	●
終点	→

第 15 号議案

市道路線の認定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 2 年 2 月 28 日

提出者 多摩市長 阿部 裕行

提案理由

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、下記の路線を市道路線として認定する。

記

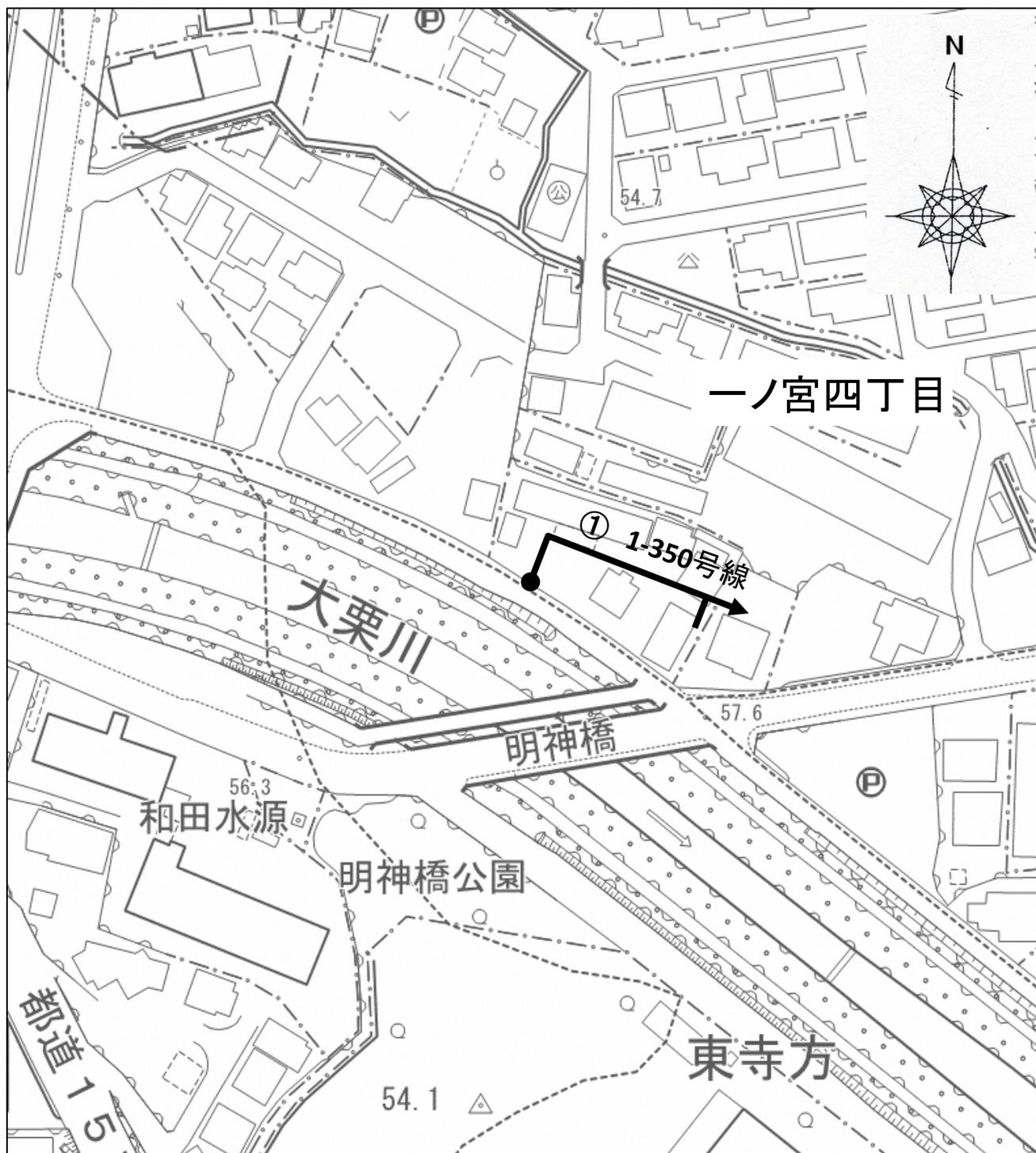
認定路線

整理 番号	路線名	起点・終点		備考
1	1 - 350 号線	起点	一ノ宮四丁目 34 番 30 地先	
		終点	一ノ宮四丁目 34 番 23 地先	
2	2 - 249 号線	起点	和田 1902 番 8 地先	
		終点	和田 1910 番 7 地先	
3	3 - 268 号線	起点	連光寺一丁目 18 番 24 地先	
		終点	連光寺一丁目 19 番 7 地先	

令和元年度第1ブロック認定路線図

案内図

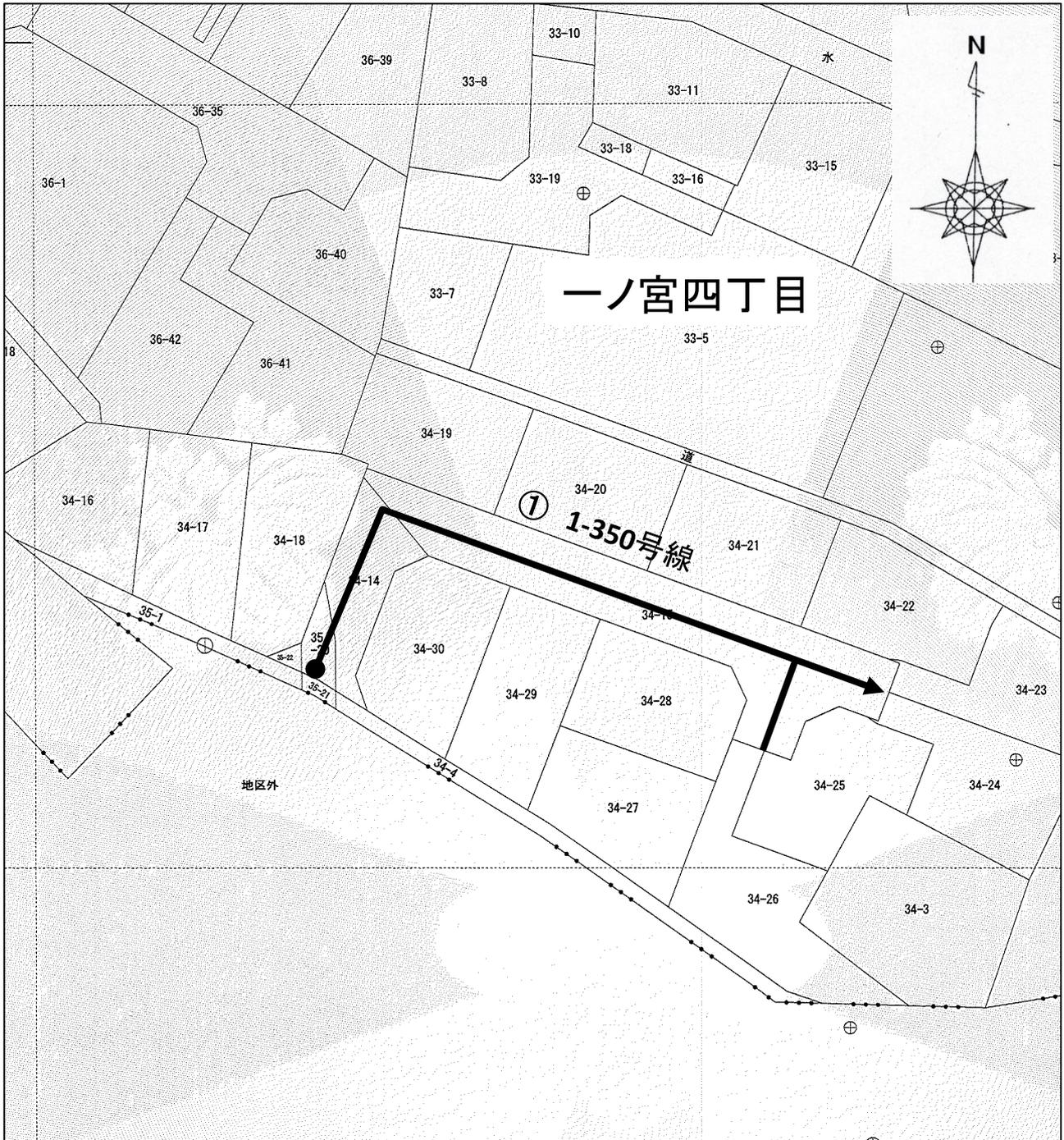
① 1-350号線



凡例	
起点	●
終点	➔

認定路線土地所在図

① 1-350号線



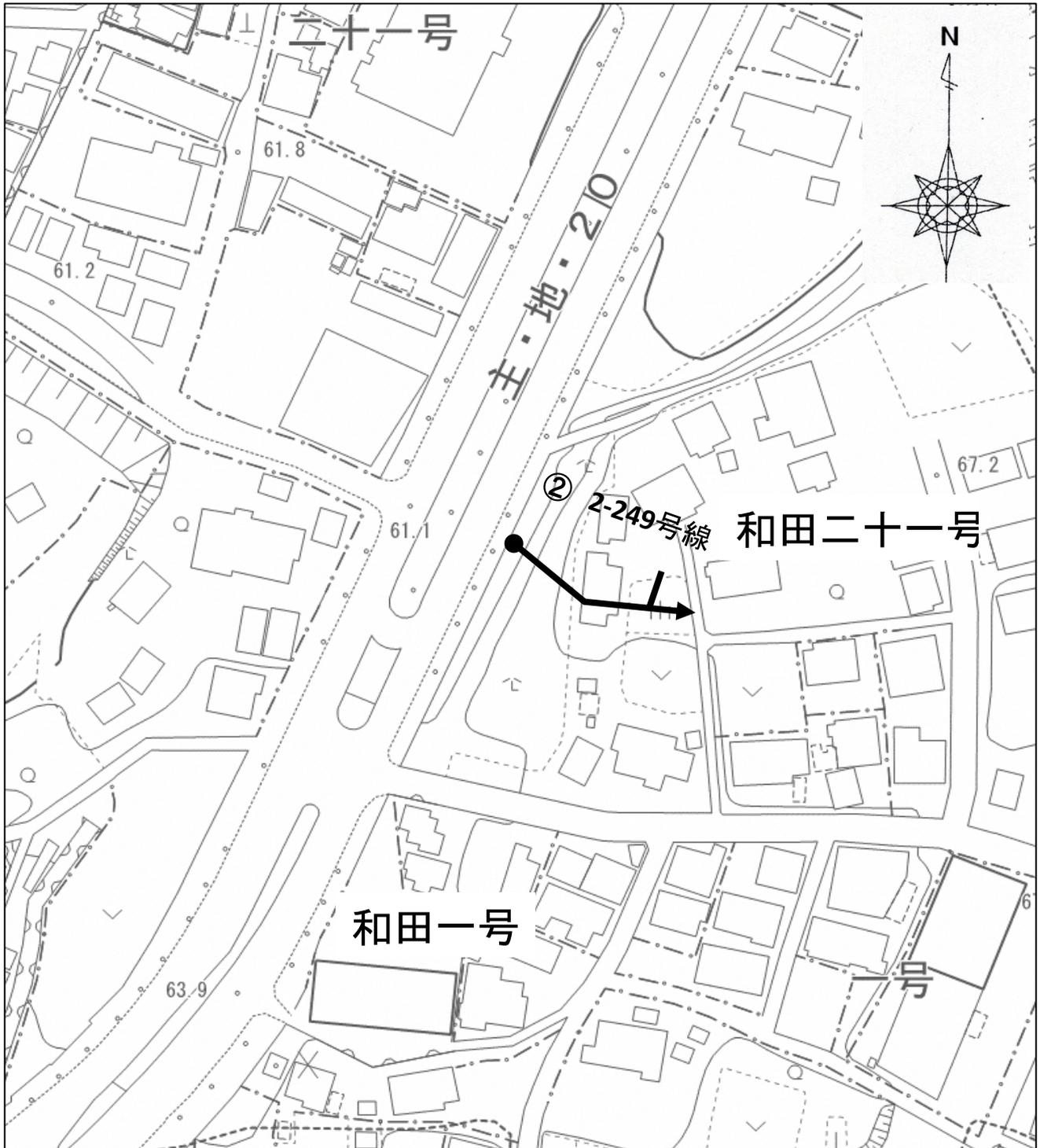
縮尺 1/500

凡例	
起点	
終点	

令和元年度第2ブロック認定路線図

案内図

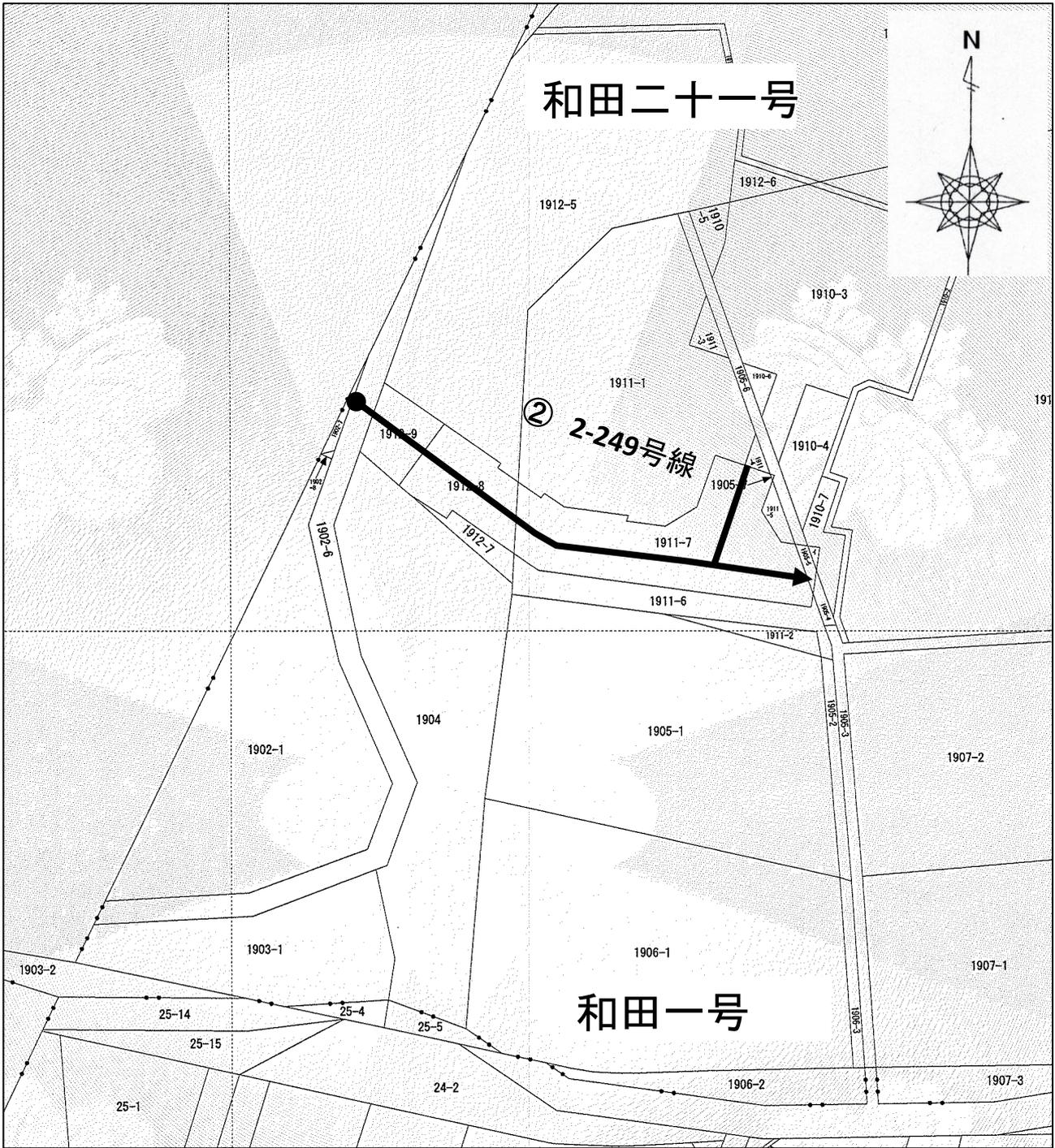
② 2-249号線



凡例	
起点	●
終点	➔

認定路線土地所在図

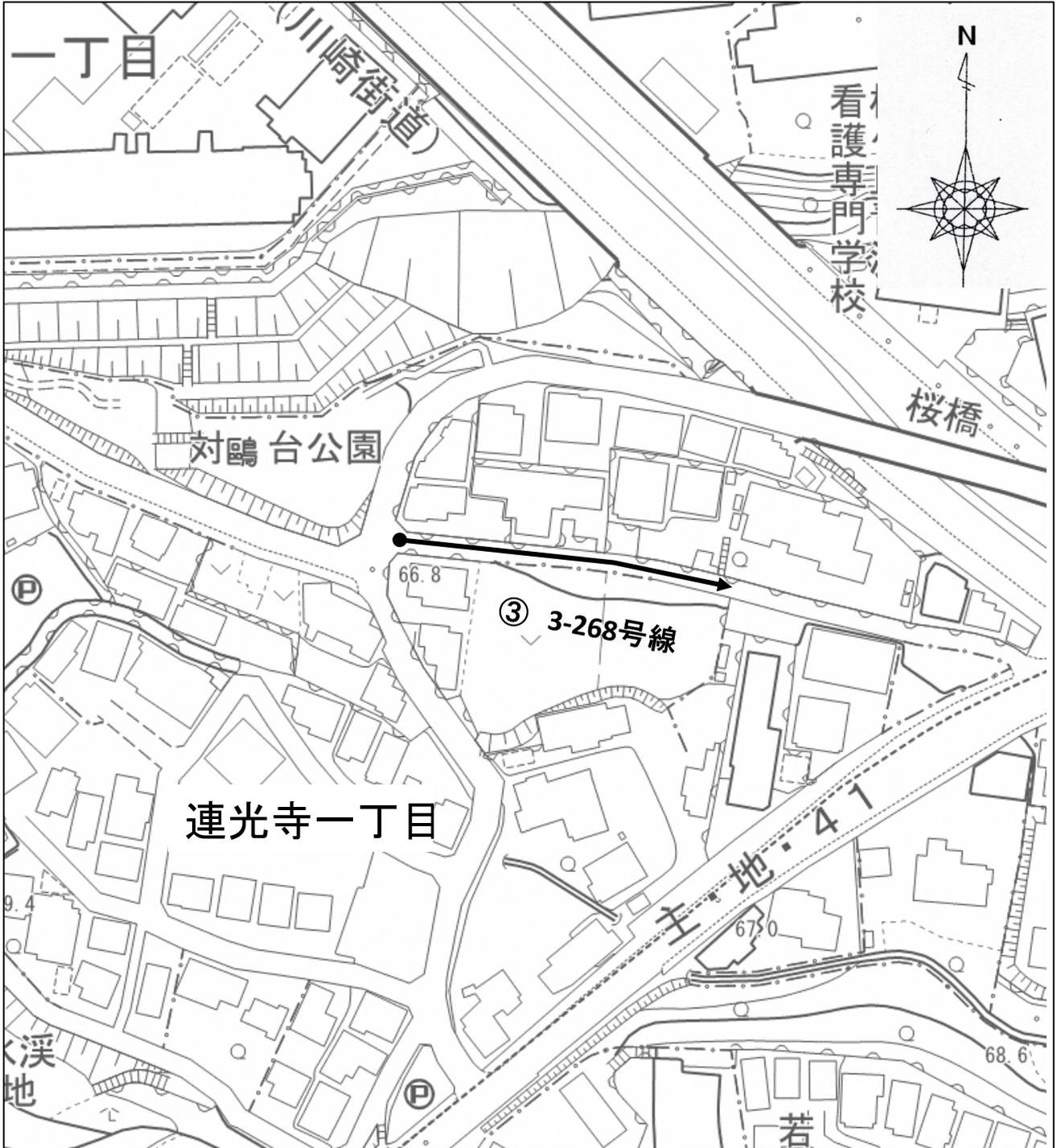
② 2-249号線



縮尺 1/500

凡例	
起点	●——
終点	————→

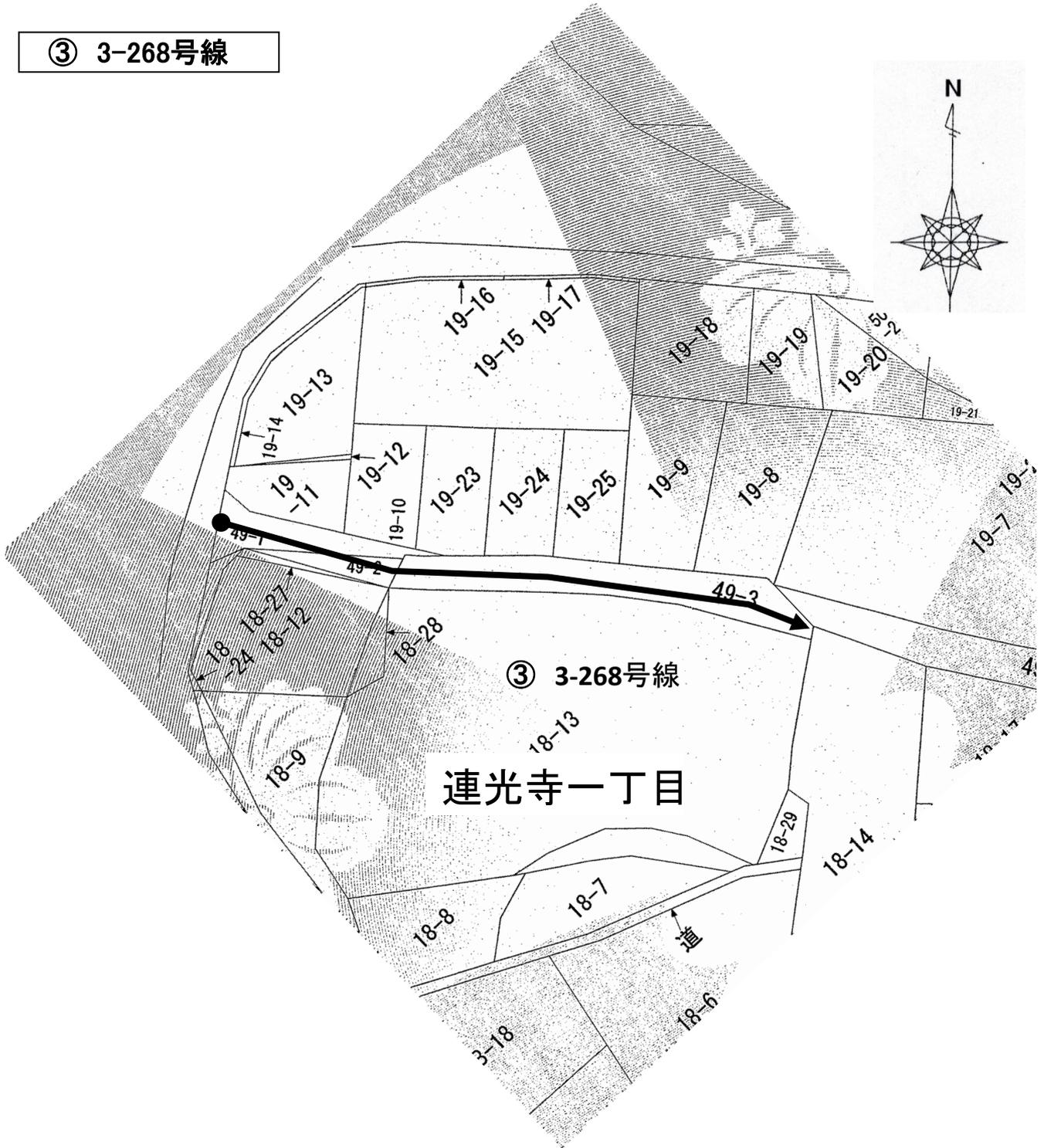
③ 3-268号線



凡例	
起点	●——
終点	————→

認定路線土地所在図

③ 3-268号線



縮尺 1/500

凡例

起点	
終点	

第16号議案

東京都市町村職員退職手当組合理約の変更について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和2年2月28日

提出者 多摩市長 阿部 裕 行

提案理由

福生病院組合が令和2年4月1日をもって名称を変更することに伴い、東京都市町村職員退職手当組合理約を改正する必要があるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定に基づき本案を提出する。

記

東京都市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約

東京都市町村職員退職手当組合理約（昭和40年4月1日東京都知事許可）の一部を次のように改正する。

別表第1中及び別表第2地方公共団体の項第1区の欄中「福生病院組合」を「福生病院企業団」に改める。

附 則

この規約は、東京都知事の許可のあった日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

第 17 号議案

東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少
及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 2 年 2 月 28 日

提出者 多摩市長 阿部 裕行

提案理由

福生病院組合が令和 2 年 4 月 1 日をもって地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）に規定する企業団へ移行することにより東京都市町村公平委員会の共同設置から脱退することに伴い、東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数を減少させ、東京都市町村公平委員会共同設置規約を変更する必要があるため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 7 第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定に基づき本案を提出する。

記

東京都市町村公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約

東京都市町村公平委員会共同設置規約（昭和 42 年 4 月 1 日東京都知事届出）の一部を次のように改正する。

別表中「多摩ニュータウン環境組合 福生病院組合」を「多摩ニュータウン環境組合」に改める。

附 則

この規約は、東京都知事へ届出の日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

第 18 号議案

東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 2 年 2 月 28 日

提出者 多摩市長 阿部 裕 行

提案理由

福生病院組合が令和 2 年 4 月 1 日をもって名称を変更することに伴い、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約を改正する必要があるため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 290 条の規定に基づき本案を提出する。

記

東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を改正する
規約

東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約（昭和 43 年 2 月 29 日東京都知事許可）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中及び別表第 2 選挙区の項第 1 区の欄中「福生病院組合」を「福生病院企業団」に改める。

附 則

この規約は、東京都知事の許可のあった日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

第19号議案

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和2年2月28日

提出者 多摩市長 阿部裕行

提案理由

東京都後期高齢者医療広域連合の経費の支弁の方法を変更することに伴い、東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する必要性が生じたため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の11の規定に基づき、裏面のとおり本案を提出する。

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

東京都後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月1日東京都知事許可）の一部を次のように変更する。

附則第5項中「平成30年度分及び平成31年度分」を「令和2年度分及び令和3年度分」に、「平成30年4月1日現在」を「令和2年4月1日現在」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規約による変更後の東京都後期高齢者医療広域連合規約（以下「変更後の規約」という。）附則第5項の規定は、令和2年度分以降の変更後の規約第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金（以下単に「関係区市町村の負担金」という。）について適用し、令和元年度分以前の関係区市町村の負担金については、なお従前の例による。

第 20 号議案

多摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用
に関する条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 2 年 2 月 28 日

提出者 多摩市長 阿部 裕行

記

多摩市条例第 号

多摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用
に関する条例の一部を改正する条例

多摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例（平成 27 年多摩市条例第 60 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 1 号中「別表第 1」を「別表」に、「機関」を「市の執行機関」に、「右欄」を「中欄」に改め、同項第 2 号を次のように改める。

(2) 法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務のうち市の執行機関が行うもの

第 4 条第 1 項第 3 号中「第 1 1 1 号」の次に「。次条第 1 項第 3 号において「都個人番号利用等条例」という。」を加え、「であって別表第 3 の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務」を「のうち市の執行機関が行うもの」に改め、同項第 4 号及び第 5 号並びに同条第 2 項から第 4 項までを削る。

第 5 条を第 6 条とし、第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（特定個人情報の利用範囲）

第 5 条 市の執行機関は、次の各号に掲げる事務を処理する場合において、当該事務を処理するために必要な限度で、それぞれ当該各号に定める特定個人情報を利用することができる。

(1) 別表の左欄に掲げる市の執行機関が、同表の中欄に掲げる事務を処理する場合 同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該市の執行機関が保有するもの

(2) 市の執行機関が、法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務を処理する場合 同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報であって当該市の執行機関が保有するもの

(3) 市の執行機関が、都個人番号利用等条例別表第 1 の下欄に掲げる事務を

処理する場合 当該市の執行機関が保有する特定個人情報であって規則で定めるもの

(4) 前3号に掲げるもののほか、市の執行機関が法別表第1の下欄に掲げる事務を処理する場合 当該事務以外の事務を処理するために当該市の執行機関が保有する特定個人情報であって規則で定めるもの

2 前項の規定による特定個人情報の利用があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

別表第1から別表第3までを削る。

別表第4中「第4条関係」を「第4条、第5条関係」に、「機関」を「執行機関」に改め、同表1の項第1号中「児童福祉法」の次に「(昭和22年法律第164号)」を加え、同項第2号中「障害者関係情報」を「身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報(以下「障害者関係情報」という。)」に改め、同項第3号中「生活保護関係情報」を「生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)」に改め、同項第4号中「地方税関係情報」を「地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)」に改め、同項第5号中「医療保険給付関係情報」を「国民健康保険法(昭和33年法律第192号)又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「国民健康保険給付関係情報」という。)」に改め、同項第6号中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の次に「(平成17年法律第123号)」を加え、同表2の項第3号中「医療保険給付関係情報」を「国民健康保険給付関係情報」に改め、同表4の項第2号中「予防接種法」の次に「(昭和23年法律第68号)」を加え、同項第8号中「公営住宅法」の次に「(昭和26年法律第193号)」を加え、同項第9号中「戦傷病者戦没者遺族等援護法」の次に「(昭和27年法律第127号)」を加え、同項第10号中「医療保険給付関係情報」を「国民健康保険給付関係情報」に改め、同項第11号中「知的障害者福祉法にいう知的障害者以外の」を削り、同項第12号中「児童扶養手当関係情報」を「児

童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報」に改め、同項第13号中「戦没者等の妻に対する特別給付金支給法」の次に「（昭和38年法律第61号）」を加え、同項第14号中「老人福祉法」の次に「（昭和38年法律第133号）」を加え、同項第15号中「戦傷病者特別援護法」の次に「（昭和38年法律第168号）」を加え、同項第16号中「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の次に「（昭和39年法律第129号）」を加え、同項第17号中「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」の次に「（昭和39年法律第134号）」を加え、同項第18号中「又は特別障害者手当」を「若しくは特別障害者手当」に、「昭和60年法律第34号」を「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）」に改め、同項第19号中「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法」の次に「（昭和40年法律第100号）」を加え、同項第20号中「母子保健法」の次に「（昭和40年法律第141号）」を加え、同項第21号中「戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法」の次に「（昭和41年法律第109号）」を加え、同項第22号中「戦没者の父母等に対する特別給付金支給法」の次に「（昭和42年法律第57号）」を加え、同項第23号中「児童手当法」の次に「（昭和46年法律第73号）」を加え、同項第24号中「中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報」に改め、同項第25号中「介護保険給付等関係情報」を「介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報」に改め、同項第26号中「独立行政法人日本スポーツ振興センター法」の次に「（平成14年法律第162号）」を加え、同項第28号中「子ども・子育て支援法」の次に「（平成24年法律第65号）」を加え、同項第29号中「難病の患者に対する医療等に関する法律」の次に「（平成26年法律第50号）」を加え、同項第30号中「東京都重度心身障害者手当条例」の次に「（昭和48年東京都条例第68号）」を加え、同項第31号中「都難病規則」を「東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則（平成12年東京都規則第94号。以下「都難病規則」という。）」に改め、同項第33号中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則」の次に「（平成18年東京都規則第12号）」を加え、同項第37号中「災害対策基本法」の次に「（昭和36年法律第223号）」を加え、「罹災証明書」を「罹災証明書」に改め、同項第38号中「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の次に「（平成24年法律第31号）」を加え、同表5の項第1号中「医療保険関係情報」を

「国民健康保険給付関係情報」に改め、同表に次のように加える。

6 教育委員会	特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの	特別支援教育就学奨励費の支給に関する情報であって教育委員会規則で定めるもの
---------	---------------------------------------	---------------------------------------

別表第4を別表とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
(多摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)
- 2 多摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例(令和元年多摩市条例第32号)の一部を次のように改正する。

別表第1中6の項を7の項とし、5の項を6の項とし、4の項を5の項とし、3の項の次に次のように加える改正規定を削る。

別表第4中5の項を6の項とし、4の項を5の項とし、3の項の次に次のように加える改正規定中「別表第4中」を「別表中6の項を7の項とし、」に改める。

第 2 1 号議案

多摩市公共建築物等整備保全基金条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 2 年 2 月 2 8 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市公共建築物等整備保全基金条例の一部を改正する条例

多摩市公共建築物等整備保全基金条例（昭和 6 2 年多摩市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び老朽化」を「、老朽化」に改め、「維持保全等」の次に「及び災害からの復旧」を加える。

第 2 条第 1 号中「貸付」を「貸付け」に改め、同条第 4 号中「前 3 号」を「前各号」に、「市長」を「多摩市長（以下「市長」という。）」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 災害からの復旧又は復興を目的として交付された交付金、補助金その他の収入のうち、予算で定める額

第 5 条中「認めた」を「認める」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 2 2 号議案

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正
する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 2 年 2 月 2 8 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正
する条例

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 4 4 年多摩市条例
第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表中「5 7 万 9, 6 0 0 円」を「5 8 万 2, 5 0 0 円」に、
「5 2 万 9, 1 0 0 円」を「5 3 万 1, 7 0 0 円」に、「4 9 万 9, 4 0 0 円」
を「5 0 万 1, 9 0 0 円」に、「4 9 万 4, 5 0 0 円」を「4 9 万 7, 0 0 0
円」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

第 23 号議案

常勤特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 2 年 2 月 28 日

提出者 多摩市長 阿部 裕行

記

多摩市条例第 号

常勤特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

常勤特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例（昭和 47 年多摩市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中「95 万 6 0 0 円」を「95 万 5, 4 0 0 円」に、「83 万 8 0 0 円」を「83 万 5, 0 0 0 円」に、「78 万 9, 3 0 0 円」を「79 万 3, 2 0 0 円」に、「70 万 6, 0 0 0 円」を「70 万 9, 5 0 0 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 4 号議案

多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部
を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 2 年 2 月 2 8 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部
を改正する条例

多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例（令和元年多摩市
条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要のある会
計年度任用職員については、この限りでない。

別表中「、第 2 1 条」を削り、同表補助スタッフの部教育活動指導員 B の項
及びスクール・サポート・スタッフの項中「1, 0 2 0 円」を「1, 0 5 0 円」
に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 25 号議案

多摩市アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 2 年 2 月 28 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例

多摩市アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例（平成 27 年多摩市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

題名中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加える。

第 1 条中「軽自動車税」の次に「の種別割（同法第 442 条第 2 号に規定する種別割をいう。次条において同じ。）」を加える。

第 2 条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税（以下「軽自動車税」という。）」を「種別割」に改める。

第 3 条中「軽自動車税」を「前条に規定する種別割（以下「種別割」という。）」に改める。

第 4 条第 1 項及び第 2 項並びに第 5 条第 1 項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の多摩市アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の規定は、令和 2 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成

3 1年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第 26 号議案

中小企業事業資金貸付けあっせんに関する条例の一部を改正する
条例の制定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 2 年 2 月 28 日

提出者 多摩市長 阿部 裕行

記

多摩市条例第 号

中小企業事業資金貸付けあっせんに関する条例の一部を改正する
条例

中小企業事業資金貸付けあっせんに関する条例（平成 8 年多摩市条例第 7 号）
の一部を次のように改正する。

第 2 条第 10 号中「売上げが発生し事業の開始が確認できる年月日」を「創
業をする日」に改め、同条第 11 号中「直近の」を「同一の特定金融機関にお
ける直近の 4 口までの」に改める。

第 4 条第 7 号及び第 4 条の 2 第 7 号中「貸付金」の次に「（複数の貸付金の
貸付けを受けている場合は、直近の貸付金）」を加える。

第 5 条第 6 号ア中「1 箇月」を「1 か月」に、「2 箇月」を「2 か月」に改
める。

第 6 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、当該保証料（小規模企業者支援資金の貸付けに係るものに限る。）
について、この条例によるもののほかに補助を受けるときは、この限りでな
い。

第 7 条第 1 号中「6 箇月」を「6 か月」に改め、同条第 2 号中「12 箇月」
を「12 か月」に改め、同条第 4 号中「6 箇月」を「6 か月」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

第 27 号議案

多摩市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 2 年 2 月 28 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

多摩市国民健康保険税条例（昭和 27 年多摩市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「100 分の 5.27」を「100 分の 5.48」に改める。

第 5 条中「1 人」を「一人」に、「2 万 6,500 円」を「2 万 7,600 円」に改める。

第 6 条中「100 分の 1.71」を「100 分の 1.78」に改める。

第 7 条中「1 人」を「一人」に、「1 万 1,000 円」を「1 万 1,400 円」に改める。

第 8 条中「100 分の 1.52」を「100 分の 1.58」に改める。

第 9 条中「1 人」を「一人」に、「1 万 1,200 円」を「1 万 1,600 円」に改める。

第 21 条第 1 号ア中「1 人」を「一人」に、「1 万 8,550 円」を「1 万 9,320 円」に改め、同号イ中「1 人」を「一人」に、「7,700 円」を「7,980 円」に改め、同号ウ中「1 人」を「一人」に、「7,840 円」を「8,120 円」に改め、同条第 2 号中「1 人につき」を「一人につき」に改め、同号ア中「1 人」を「一人」に、「1 万 3,250 円」を「1 万 3,800 円」に改め、同号イ中「1 人」を「一人」に、「5,500 円」を「5,700 円」に改め、同号ウ中「1 人」を「一人」に、「5,600 円」を「5,800 円」に改め、同条第 3 号中「1 人につき」を「一人につき」に改め、同号ア中「1 人」を「一人」に、「5,300 円」を「5,520 円」に改め、同号イ中「1 人」を「一人」に、「2,200 円」を「2,280 円」に改め、同号ウ中「1 人」を「一人」に、「2,240 円」を「2,320 円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の多摩市国民健康保険税条例の規定は、令和 2 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 3 1 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

第 28 号議案

多摩市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 2 年 2 月 28 日

提出者 多摩市長 阿部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市営住宅条例の一部を改正する条例

多摩市営住宅条例（平成 9 年多摩市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「市長」を「多摩市長（以下「市長」という。）」に改める。

第 11 条第 1 項中「の各号」を削り、同項第 1 号中「入居被決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める保証人の連署する」を「市長が別に定める」に改め、同条第 2 項中「入居の」を「前項の」に、「前項」を「同項」に改め、「、同項の規定にかかわらず」を削り、「同項各号に定める」を「同項の」に改め、同条第 3 項を削り、同条第 4 項中「第 2 項」を「前項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 5 項を同条第 4 項とし、同条第 6 項を同条第 5 項とする。

第 17 条第 1 項中「第 11 条第 5 項」を「第 11 条第 4 項」に改める。

第 23 条第 2 項中「き損」を「毀損」に改める。

第 42 条第 1 項第 3 号中「き損」を「毀損」に改め、同条第 3 項中「年 5 パーセントの割合」を「法定利率」に改める。

第 51 条中「第 11 条第 5 項」を「第 11 条第 4 項」に改める。

第 68 条第 1 項第 3 号中「き損」を「毀損」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の多摩市営住宅条例（以下「新条例」という。）第 11 条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第 8 条第 2 項の規定による入居者としての決定を受ける者から適用する。

3 施行日前に到来した支払期日に係る改正前の第42条第3項に規定する利息については、なお従前の例による。

第 29 号議案

多摩市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 2 年 2 月 28 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

多摩市下水道事業の設置等に関する条例（平成 28 年多摩市条例第 54 号）
の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第 243 条の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 2 第 8 項」に改め
る。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

第30号議案

多摩市下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和2年2月28日

提出者 多摩市長 阿部裕行

記

多摩市条例第 号

多摩市下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の一部を改正する条例

多摩市下水道事業の剰余金の処分等に関する条例（平成28年多摩市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

4 第2項第1号又は第3号に掲げる積立金をその目的のために使用した場合には、当該使用した積立金の額に相当する金額を資本金に組み入れるものとする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

第 3 1 号議案

多摩市立複合文化施設条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 2 年 2 月 2 8 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市立複合文化施設条例の一部を改正する条例

多摩市立複合文化施設条例（昭和 6 1 年多摩市条例第 4 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条を次のように改める。

（目的及び設置）

第 1 条 豊かな文化芸術を鑑賞し、及び創造するとともに、多様な人々が集い、交流し、にぎわうみんなの広場とすることで、市民が生きがいを持ち幸せに暮らす地域づくりに寄与することを目的として、多摩市立複合文化施設（以下「文化施設」という。）を設置する。

第 2 条中「施設の」を「文化施設の」に改める。

第 1 1 条を削る。

第 1 0 条の見出し中「不還付」を「返還」に改め、同条中「還付しない」を「返還しない」に改め、同条ただし書中「ただし、」の次に「規則で定める場合その他」を加え、「とき」を「場合」に、「還付する」を「返還する」に改め、同条を第 1 1 条とする。

第 9 条中「第 7 条に規定する」を削り、「前納」を「あらかじめ納入」に改め、同条ただし書中「後納することができる」を「この限りでない」に改め、同条を第 1 0 条とする。

第 8 条第 1 項中「市規則」を「規則」に改め、「前条に規定する」を削り、同条第 2 項中「前条に規定する」を削り、同条を第 9 条とする。

第 7 条第 1 項中「第 5 条第 1 項の規定により許可を受けた者（以下「利用者」という。）」を「利用者」に改め、同条第 2 項中「利用料金は」の次に「、次項に定めるもののほか」を加え、「、別表第 2 及び別表第 3」を「及び別表第 2」に改め、同条第 3 項中「施設の」を削り、「市規則」を「規則」に改め、

同条に次の1項を加える。

4 第2項又は前項の規定により定める利用料金を変更するときは、変更する日の属する月の6か月前の初日までにこれを決定し、周知するものとする。
第7条を第8条とする。

第6条中「前条」を「前条第1項」に改め、「利用の」を削り、同条第2号中「施設又は附帯設備」を「施設等」に、「きそん」を「毀損」に改め、同条第3号中「施設」を「施設等」に改め、同条第4号中「認めた」を「認める」に改め、同条を第7条とする。

第5条第1項中「施設及び附帯設備」を「施設等」に改め、同項に後段として次のように加える。

当該許可を受けた者（以下「利用者」という。）がその受けた許可の内容を変更しようとする場合も同様とする。

第5条第2項中「施設」を「施設等」に改め、同条を第6条とする。

第4条を削る。

第3条中「施設の」を「文化施設の」に改め、同条第1号中「事業」を「前条に掲げる事業の」に改め、同条第2号中「施設」を「文化施設の施設」に改め、「附帯設備」の次に「（以下「施設等」という。）」を加え、同条第3号中「施設及び附帯設備」を「施設等」に改め、同条第4号中「利用料金」を「第8条第1項に規定する利用料金」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定管理者は、前項に掲げる業務を行うに当たっては、業務の遂行に必要な専門的な人材を配置するとともに、関係機関等との連携を図らなければならない。

第3条を第4条とし、同条の次に次の1条を加える。

（休館日、開館時間等）

第5条 文化施設の休館日は、12月29日から翌年1月3日までとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

2 前項ただし書の規定により休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けるときは、指定管理者は、変更する休館日又は臨時に休館日とする日の属する月の6か月前の初日までにこれを決定し、周知するものとする。ただし、指定管理者が特に必要と認める場合で、やむを得ない理由により当該決定及び周知ができないときは、この限りでない。

3 文化施設の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、臨時に開館時間を変更することができる。

4 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、施設等を利用しようとする者から、次条第1項の規定による許可の申請に当たってあらかじめ施設等の貸出時間（別表第1の区分ごとに定める時間をいう。）の繰上げ又は延長について協議を受けた場合において、これを適当と認めるときは、前項の開館時間の前後2時間までの範囲内でこれを許可することができる。ただし、あらかじめ市長の承認を得たとき又は指定管理者がやむを得ない理由があると認める場合であらかじめ市長の承認を得ることができないときは、同項の開館時間の前後2時間の範囲を超えてこれを許可することができる。

第2条の次に次の1条を加える。

（事業）

第3条 第1条の目的を達成するために、文化施設において次に掲げる事業を行う。

- (1) 市民が文化芸術を体験し、又は創造する機会の創出に関する事業
- (2) 良質な文化芸術の鑑賞機会を提供する事業及びその普及啓発に資する事業
- (3) 郷土の文化、歴史、民俗、自然科学等を普及し、及び公開する事業
- (4) 市民の文化芸術活動の支援及び文化芸術活動を担う人材の育成に関する事業
- (5) 文化芸術を通して地域を活性化する事業
- (6) 日常的に市民が集い、交流する場の創出及び提供に関する事業
- (7) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために多摩市長（以下「市長」という。）が必要と認める事業

第12条第1項中「受けて」を「受けなければ、」に、「できる」を「できない」に改め、同条第2項中「施設」を「施設等」に改める。

第14条の見出し中「利用」を「利用の」に改め、同条中「制限」を「制限し、」に改め、同条第1号中「市規則」を「規則」に改め、同条第2号を次のように改める。

- (2) 当該許可を受けた内容と異なる利用であることが明らかになったとき。

第14条第5号中「認めた」を「認める」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号中「施設」を「施設等」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第7条各号のいずれかに該当することが明らかになったとき。

第15条中「施設及び附帯設備等」を「施設等」に、「停止」を「中止」に改める。

第16条中「施設、附帯設備」を「施設等」に改める。

第17条第1項中「一部又は全部」を「全部又は一部」に改め、同条第2項中「ことができる」を「ものとする」に改め、同条第3項中「前2項」を「第1項」に改め、「業務及び」の次に「前項の」を加え、「市規則」を「規則」に改める。

第18条中「市規則」を「規則」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第5条、第8条関係）

施設に係る利用料金の上限額

（単位：円）

種別			区分			
			午前	午後	夜間	全日
			9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～22時
大ホール	ホール （舞台、客 席及びホワ イエ）	平日	39,600	108,000	140,400	256,320
		土曜日	60,000	144,000	172,800	335,350
		日曜日				
		休日				
	第一楽屋	420	590	710	1,530	
	第二楽屋	420	590	710	1,530	
	第三楽屋	430	590	710	1,530	
	第四楽屋	430	590	710	1,530	
	第五楽屋	600	830	1,000	2,160	
	第六楽屋	1,440	1,820	1,820	4,520	
	第七楽屋	1,410	1,820	1,820	4,490	
第八楽屋	420	580	700	1,510		
第九楽屋	700	980	1,180	2,540		
小ホール	ホール （舞台、客 席及びホワ イエ）	平日	9,100	21,600	24,000	48,680
		土曜日	11,700	27,600	33,600	64,880
		日曜日				
		休日				
	第一楽屋	820	1,150	1,200	2,820	
第二楽屋	820	1,150	1,200	2,820		
第三楽屋	1,220	1,540	1,540	3,820		
第四楽屋	370	510	620	1,330		
リハーサル室			6,080	7,540	9,100	20,220

第一練習室	3,400	4,160	5,070	11,240
第二練習室	3,240	4,160	5,070	11,090
第三練習室	3,860	5,370	6,450	13,950
市民ギャラリー	5,200	7,150	8,450	18,510
オープンスタジオ	11,180	14,400	17,280	38,140
キッチンアトリエ	1,870	2,610	3,130	6,770
特別会議室	1,620	2,250	2,710	5,850
第一会議室	7,020	9,780	11,740	25,400
第二会議室	2,450	3,420	4,100	8,870
第三会議室	2,450	3,420	4,100	8,870
第四会議室	1,960	2,660	3,220	6,970
シティーサロン	4,070	5,670	6,810	14,720
工作室	1,530	2,130	2,550	5,520
ワークショップルーム 1	1,480	2,070	2,480	5,360
ワークショップルーム 2	1,480	2,070	2,480	5,360
ロビーホワイエ	45,370	63,210	75,850	164,140

備考

- この表に定める利用料金の上限額は、多摩市内に在住し、在勤し、又は在学する者（以下「市民等」という。）又は市民等が構成員の半数以上を占める団体である利用者に対して適用し、それ以外の利用者に対して適用する利用料金の上限額は、この表に定める利用料金の上限額に30パーセントの割合を乗じて得た額を加算した額とする。
- 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 利用の許可を受けた時間を繰り上げ、又は延長して利用する場合の利用料金の上限額は、当該繰り上げ、又は延長して利用する時間（以下「繰り上げ等時間」という。）1時間（1時間に満たない時間は、1時間とみなす。）につき、利用の許可に係る区分（2の区分について利用の許可を受けている場合は、当該繰り上げ等時間に先行し、又は続く区分）の利用料金の上限額を当該区分の時間で除して得た額に30パーセントの割合を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、午前及び午後又は午後及び夜間の2区分について利用の許可を受けた場合における当該利用の許可に係る区分の間の時間については、利用料金を徴収しない。
- 開館時間外に施設を利用する場合の利用料金の上限額は、繰り上げ等時

間 1 時間（1 時間に満たない時間は、1 時間とみなす。）につき、利用の許可を受けた施設に係る利用料金の上限額の 1 時間当たりの単価が最も高い区分の利用料金の上限額を当該区分の時間で除して得た額に 30 パーセントの割合を乗じて得た額及び開館に伴う対応にかかる経費として指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額を加算した額とする。

5 利用者が営利を目的とする団体であり、かつ、営利を目的として施設を利用する場合の利用料金の上限額は、利用の許可に係る区分の利用料金の上限額に 100 パーセントの割合を乗じて得た額を加算した額とする。

6 利用者が入場料その他これに類するもの（以下「入場料」という。）を徴する場合の利用料金の上限額は、利用の許可に係る区分の利用料金の上限額に次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。

(1) 入場料の最高額が一人当たり 3,000 円以上 5,000 円未満であるとき 50 パーセント

(2) 入場料の最高額が一人当たり 5,000 円以上であるとき 100 パーセント

7 大ホール又は小ホールの舞台のみを利用する場合の利用料金の上限額は、利用の許可に係る区分の利用料金の上限額に 50 パーセントの割合を乗じて得た額とする。

8 リハーサル室、第一練習室、第二練習室又は第三練習室を楽屋等として利用する場合の利用料金の上限額は、利用の許可に係る区分の利用料金の上限額に 50 パーセントの割合を乗じて得た額とする。

9 この表に掲げる施設（大ホール及び小ホールを除く。）については、この表に定める区分によるほか、1 時間単位による利用の許可を行うことができる。この場合の利用料金の上限額は、利用の許可に係る時間 1 時間（1 時間に満たない時間は、1 時間とみなす。）につき利用の許可を受けた施設に係る利用料金の上限額の 1 時間当たりの単価が最も高い区分の利用料金の上限額を当該区分の時間で除して得た額とする。

別表第 2 を削り、別表第 3 中「第 7 条」を「第 8 条」に、「10,500 円」を「11,000 円」に、「15,750 円」を「16,500 円」に改め、同表備考 1 中「及び別表第 2」を削り、「種別欄」を「種別の欄」に改め、同表備考 2 中「当該行為の時間が単位時間」を「この表の種別の欄に掲げる行為の単位の欄に掲げる時間」に、「場合であっても」を「時間は」に、「単位時

間どおり当該行為が行われたもの」を「単位の欄に掲げる時間」に改め、同表を別表第2とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年3月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の第5条第4項の規定による許可、第6条第1項の許可、第10条の規定による利用料金の納入その他施設等の利用に関し必要な手続は、この条例の施行の日前においても、改正後の多摩市立複合文化施設条例の規定の例により行うことができる。

第 3 2 号議案

多摩市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 2 年 2 月 2 8 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市立保育所条例の一部を改正する条例

多摩市立保育所条例（昭和 4 6 年多摩市条例第 3 4 号）の一部を次のように
改正する。

第 3 条中「別表第 1」を「次」に改め、同条に次の表を加える。

名称 多摩市立多摩保育園

位置 多摩市和田 4 1 8 番地 1

定員 1 1 8 人

第 6 条第 1 号中「別表第 2 又は別表第 3」を「別表第 1 又は別表第 2」に改
める。

別表第 1 を削り、別表第 2 を別表第 1 とし、別表第 3 を別表第 2 とする。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

第 3 3 号議案

社会福祉法人の保育所に対する補助金の交付に関する条例の一部
を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 2 年 2 月 2 8 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

社会福祉法人の保育所に対する補助金の交付に関する条例の一部
を改正する条例

社会福祉法人の保育所に対する補助金の交付に関する条例（昭和 4 6 年多摩市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

別表民間保育所補助事業の部保育所吹付けアスベスト等対策工事補助金の項の次に次のように加える。

賃貸物件保育所賃借料補助金	賃貸物件を活用して運営する保育所の建物賃借料について、保育対策総合支援事業費国庫補助金の交付に係る国の定める基準及び保育所等賃借料補助事業補助金の交付に係る東京都の定める基準により算出した当該建物賃借料に係る費用に対して国、東京都及び市が負担する額を合計した額
---------------	--

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

第 3 4 号議案

多摩市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 2 年 2 月 2 8 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

多摩市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年多摩市条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項中「1 人」を「一人」に改める。

第 1 0 条第 2 項中「2 人」を「二人」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、疾病その他やむを得ない事情により放課後児童支援員に欠員が生じる場合は、一人を除き、当該欠員を補充するために必要な期間の範囲内で、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第 5 項において同じ。）をもってこれに代えることができる。

第 1 0 条第 4 項中「1 人」を「一人」に改め、同条第 5 項本文中「放課後児童支援員」の次に「及び補助員」を加え、同項ただし書中「1 人」を「一人」に改め、「除いた者」の次に「又は補助員」を加える。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。